

よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 「堺のめぐみ」の商標使用許可を受けていません。申請できますか。

A 「堺のめぐみ」の対象品目を生産している場合は、本支援金の申請日までに「堺のめぐみ」の商標使用許可を申請し、交付決定までに許可を受けることが必要です。

Q 農作業の受託を行っていますが、対象になりますか。

A 農作物等の生産を行わず、農作業の受託のみを行う場合は対象外です。
本支援金は、生産資材価格高騰の影響を受ける農業生産者を支援する制度であるため、自ら農産物、花き、植木または畜産物を生産していることが必要です。

Q 家族で農業をしています。家族それぞれが申請できますか。

A 同一世帯でもそれぞれが農業経営を行っており、別々に確定申告をしている場合は、それぞれが申請できます。
家族で一つの経営体として農業を営んでいる場合は、1 経営体につき 1 回のみの申請となります。

Q 複数の要件に該当する場合、それぞれ支援金を受け取れますか。

A 2 つの要件に該当していても、「10,000 円+10,000 円=20,000 円」のように支援金額が増えることはありません。
複数の要件に該当する場合でも、支援金は 1 農業経営体につき 1 件分のみとなります。

Q 直売所で販売しているため、伝票が存在しません。

A 直売所などで出荷伝票が存在しない取引・販売の場合は、販売実績報告書の作成・提出をお願いします。詳しくは、堺市農水産課までご相談ください。

Q 販売金額の要件はありますか。

A 原則として、一定以上の販売金額は要件としていません。
ただし、堺市内で畜産業を営み、大阪府肥料価格高騰対策支援事業（令和 8 年 4 月～6 月募集分）の基準に準じて支援金額を算定する方については、令和 7 年分の確定申告書の写し、または青色申告決算書若しくは収支内訳書の写し等の提出が必要です。
なお、大阪府肥料価格高騰対策支援事業（令和 8 年 4 月～6 月募集分）の交付を受けた方は、同事業で支給を受けた額を支援金額とするため、改めて販売金額を確認する書類の提出は必要ありません。

よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 支援金はどのように支払われますか。

A 交付決定後、申請時に指定された口座へ振り込みます。

Q 申請してからどれくらいで支払われますか。

A 交付決定後、原則として 30 日以内に支払います。

Q 審査結果はどのように通知されますか。

A 交付決定または不交付決定の通知書を送付します。

Q 市から追加資料の提出を求められることはありますか。

A 審査のため必要がある場合は、追加の資料提出や確認をお願いすることがあります。

Q 支援金を受け取った後に返還しなければならない場合がありますか。

A 次のような場合は、交付決定の取消しや返還を求めることがあります。

- 交付要件を満たしていなかった場合
- 虚偽申請など不正に支援金を受けた場合
- 要綱や法令に違反した場合
- その他、市長が不適当と認めた場合

Q 支援金を受け取れるかどうか、事前に相談することはできますか。

A 対面による申請受付をしますので、下記の日時にいずれかにお越しください。
希望者が多数おられる場合、お待ちいただくこととなりますのでご了承ください。

場所	日時
堺市役所農水産課 (堺市堺区南瓦町 3-1 高層館 7 階)	受付期間中の平日 9:00～12:00 12:45～17:30
JA 堺市営農センター (堺市中区陶器北 56-2 購買店舗 相談室 3)	受付期間中の水曜日 13:30～15:30